

# 規制改革の推進に向けた提言

平成27年6月16日  
自由民主党

## [目次]

I. 規制改革全般の一層の推進	1
1. 規制改革推進の必要性	
2. 規制改革推進に当たっての問題意識	
3. 今後の取組方針	
II. 地域活性化に資する規制改革	4
1. 道路の利活用促進	
2. 地域の飲食業の活性化	
3. 着地型観光の促進	
4. 小規模宿泊に関する規制の見直し	
5. スポーツの活性化	
III. 多様な働き方の実現に向けた規制改革	8
IV. 社会保障制度改革に資する規制改革	10
[別添参考資料]	
参考1：規制改革推進委員会の開催実績	12
参考2：「道路」「観光・飲食業」各小委員会からの報告	13

# I . 規制改革全般の一層の推進

## 1 . 規制改革推進の必要性

- (1) 平成24年12月の安倍政権発足以降、規制改革は成長戦略の1丁目1番地と位置付けられ、農業、雇用、医療やエネルギーなどの各分野におけるいわゆる岩盤規制の改革に取り組んできた。しかしながら、現行の規制の中には、依然として、「かつては有益な規制だったかもしれないが、時代の変化に対応していない」、あるいは、「規制の目的と手段が合致していない」などといったものが数多く存在する。

特に、成長戦略と併せて、「地方創生」という大きなミッションを達成する上で、地方自らの創意工夫により地域の魅力を創出しようとする取組みが、不合理な規制によって阻害されるのは避けなければならない。

- (2) 政府においては、平成25年1月に規制改革会議を設置し、取組みを進めてきているが、わが党としては、与党の立場、立法府の立場で政府の取組みを検証・後押しするとともに、各地域・各業界の様々な意見をお聴きし、改革政党として、必要な規制改革を党独自の立場としても推進する必要がある。

こうした観点から、平成26年10月に日本経済再生本部の下に規制改革推進委員会が設置され、農協改革をテーマに、特色ある活動を行っている単位農協や若手農業関係者からヒアリングするとともに論議を行った。その後も地域活性化、多様な働き方の実現、社会保障制度改革といった様々な規制改革の推進に取り組んできたが、規制の不断の見直しに向けて、今後、更に積極的に取り組む必要がある。

## 2 . 規制改革推進に当たっての問題意識

- (1) これまでの議論においては、上記1(2)のとおり成長戦略・地方創生に繋がる議論を中心に行ってきたところであるが、加えて、更なる高齢社会の進展や少子化に伴う生産年齢人口の減少などの社会環境の変化や、それに伴う産業構造の変化にも十分対応し、社会保障費をはじめとする財政支出を抑えながら、新たな財源に依存せず成長を実現し、国民に安心をもたらす観点からも議論を深め

る必要がある。

- (2) 社会環境の変化への対応という点では、ソーシャルメディアの発達により可能になったモノ・お金・サービス等の交換・共有により成り立つ経済のしくみ等、法律制定時には想定されていなかった成熟社会ならではの新たなサービス・事業形態への対応も重要な課題である。

既存の「業」を営む者とは異なる者がインターネットなどを介して住居等を共有するシェアリング・エコノミーはその象徴とも言えるもので、世界でも急速に広がっており、わが国も決して例外ではない。しかし、現行の「業」を規制する法体系では、こうした新たな形態に対応することは概して困難である。

例えば、シェアリング・エコノミーの一つである対価を伴う住居等の共有により提供される宿泊サービスは、旅館業法が前提としているホテルや旅館等の形態とは明らかに異なる。また、「業」として法が適用される場合、その対象は住居等の提供者であり、仲介する者に対する規制はない。保健衛生の観点からも、また、観光立国推進の観点からも、こうした新たなサービスが無秩序のまま広がることは決して好ましいものではない。

このように、従来、「業」として許可等を受けた者のみが提供することを認められてきた商品・サービスの中で、利用者と提供者の間を取り持つ事業者が存在することで個人レベルでも提供者となり得るようなものについては、そうした特質に合った適切な規制のあり方を検討することが急務である。

- (3) 地方創生について、地方の創意工夫を後押しし、地域の賑わい創出や域外から人を呼び込むために欠かせない観点として、「公共空間」の利用促進が挙げられる。しかし、従来規制の考え方や法体系に従えば、ある公益を目的として設けられた施設や空間を、それとは別の目的で利用することは決して容易ではない。

例えば、ご当地マラソンや、特産品等を提供するイベントなどは、地域活性化の効果も大きく期待できることから、首長をはじめ地域を挙げて実施しようとするところが多くあるが、交通や食品衛生などに係る規制との兼ね合いで、なかなか計画どおりに実現できないのが実態である。もちろん、安全の確保は当然の前提として必要なものであるが、万一の事故、トラブル等の可能性を心配しすぎるにより、現行規制の運用について地域活性化のアイデア実現を阻害しているとの声は多い。

こうした課題の背景には、規制とは裏腹の関係にある責任の所在の問題があると考えられる。難しい問題ではあるが、こうしたことも含めて、地域の実情に合わせた社会全体での適切な規制のあり方を考えていく必要がある。

また、地方創生は差し迫った最重要課題であり、その取組みを加速させるため、規制改革を議論していく中で、変化に合った行政統治のあり方についても議論を深めていく必要がある。

### 3. 今後の取組方針

(1) 規制改革推進委員会は、参考-1のとおり、昨年10月以降の委員会・勉強会において、様々な分野の規制改革に取り組んできており、今般、II以降の各項目について意見をとりまとめたところである。

今後とも、国民各界・各層の意見を聴取しつつ、一層の規制改革に取り組んでいく。

(2) 規制改革を進めるに当たっては、国民目線で改革を進めるため、また、各府省庁に自律的な改革を求めるためにも、規制について分かりやすく整理し、その情報を広く開示することが必要である。さらに、時代の変化に対応して規制の不断の見直しを進めるため、規制のPDCAサイクルを回していくことも不可欠である。こうした観点から、政府においては、平成26年6月の規制改革実施計画で、規制レビューの推進とそのための規制シートの作成について閣議決定を行った。

その後、本年5月までに50件の規制シートが作成されているが、更に、各府省庁は、平成27年度に見直し期限が到来する法律29本に係る規制シートを速やかに作成するとともに、平成27年内には規制に関わる法律の見直し期限を明らかにする必要がある。その上で、見直し期限が到来する法律に係る規制シートを順次作成していくなど着実に作成を進める必要がある。今後、当委員会で採り上げる課題については、政府に規制シートの作成を求め、それに基づいた着実な議論・検証を行いながら、わが党として規制改革の一層の推進に取り組むこととする。

## Ⅱ．地域活性化に資する規制改革

### 1．道路の利活用促進

自治体の首長が地域活性化のため、地域の名所をルートとしたマラソン大会や、アーケード下の商店街・歩行者天国での取組みなど、新たなイベントを実施しようとしても、警察の道路使用許可が得られず、計画どおりに実現できないことがある。

地方の創意工夫により様々な取組みが検討される中、道路はより「公共空間」として共有されるのが適切であり、現行の法体系はそうした社会の変化に十分対応できていないと考えられる。

したがって、

- ・ 地方創生を進める観点から、地域の賑わい創出のために行われるイベント等に係る道路の使用について、地方自治体を中心とする関係団体も含めた合意がある場合には、交通への重大な支障がない限り原則許可するという、明確な方針を国（警察庁）が示すべきである。
- ・ 地域の活性化につながる道路利活用の好事例を、警察庁及び国土交通省において、全国の警察、道路管理者等に幅広く展開するとともに、広く国民に共有すべきである。
- ・ 商店街のようなアーケード下の道路や、ペDESTリアンデッキ（注1）のような立体道路の利活用がより進むよう、国土交通省において、道路法の規制の考え方の整理等に取り組むべきである。
- ・ 道路は依然として「一般交通の用に供する道」とだけ定義され、その利活用においても「規制」する立場から制度運用が行われているが、これらの改革を力強く推進するため、政府において道路利活用の観点も取り込んだ法体系を検討すべきである。

注1：公共歩廊。高架等によって車道から立体的に分離された歩行者専用の通路のこと。

## 2. 地域の飲食業の活性化

地方に人を呼び込むため、小規模な事業者が飲食物の提供を通じた地域ブランドの形成に取り組み、ご当地グルメをPRする食のイベント等も活発に行われているが、食品衛生法に基づく規制によって、取り組みが縮小してしまう場合がある。

したがって、

- ・ 地域の小規模な飲食業を支えるために、様々な手段により衛生の確保が出来る場合には設備を業種毎に専用のもとしなくてもよいこととするなど、施設基準やその運用を緩和すべきである。
- ・ 地域活性化に資する観点で実施される食に関するイベント等での飲食物の提供について、衛生上の支障があり認められないと判断される場合は、都道府県等が設置する保健所において、その具体的な根拠が明確にされるべきである。

また、地域で小規模な飲食業を新たに開業しようとする際、用途地域による建築物の用途制限によって、コンセプトに合った場所での開業が必ずしも実現できないという指摘もあった。

## 3. 着地型観光の促進

着地型観光<sup>(注2)</sup>の促進のためには、既存業者の積極的な取組とともに、多様な主体による旅行業への新規参入が重要である。

したがって、

- ・ 旅行業への新規参入の促進などによって着地型旅行商品の充実を図るため、利用客の安全配慮なども十分加味するとともに、新規参入の障壁となっている旅行業の登録要件について具体的な支障を把握した上で、当該要件のあり方の検討を行うべきである。

注2：旅行者を受け入れる側の地域（着地）側が、その地域でおすすめの観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを企画・運営する形態

#### 4. 小規模宿泊に関する規制の見直し

自宅に有償で第三者を宿泊させようとする、旅館業法や各自治体の条例で定める構造設備等を備える必要があるが、簡易宿所営業の延べ床面積基準 33 m<sup>2</sup>以上の適用や玄関帳場の設置を求める等、一般家庭にその規定を適合させることは難しい。一方で、新しい形態の民泊ビジネスが先行しており、地域の活性化や観光立国推進の観点からも現実に対応した規制のあり方が求められている。

したがって、

- ・ 時期限定ではあるが、継続的なイベント等を実施した際に、一時的に増加した旅行者を宿泊させる場合や宿泊施設が少ない地域において実施する場合等の一定条件の下で、旅館業法の適用を除外し、自宅に有償で宿泊できるようにすべきである。
- ・ 中山間地域では、農家自体の数が減少していることから、自宅の一部を活用している場合は、農林漁家民宿に認められている対象範囲（簡易宿所営業の延べ床面積基準 33 m<sup>2</sup>以上の適用を除外する対象範囲）を拡大すべきである。
- ・ シェアリング・エコノミーの進展に的確に対応するため、自宅の空き部屋等を宿泊の用に提供する者に関する規制のあり方について、既の実態が幅広く先行している現実も踏まえ、旅館業法の特例を設けている国家戦略特区の利用が進まない原因を含め、制度的な整理を行った上で、例えば、旅館業法に新たな事業類型を設けること等、現在の無秩序状態を早急に解消するための合理的な規制のあり方について、政府を挙げて検討すべきである。その際、現在は何らの規制も存在しない仲介する事業者の取扱いについても、併せて整理すべきである。

## 5. スポーツの活性化

都市公園におけるスタジアム周辺での飲食・物販施設の設置も含めた地域活性化のための様々な取組みについて、制度上は認められているにも関わらず、権限を有する者の対応によっては、個別の取組みが必ずしも実現に至らないという指摘もある。

規制改革において、産業の活性化や新陳代謝という点で、新規参入の促進を図ることはもちろん重要である。その上で、わが党として目指すのは、限られた市場の奪い合いではなく、わが国が持続的な成長を果たすことであり、既存の事業者にとっても、新規参入者にとっても、WIN-WINであることが望ましい。

そうした成長、地方創生及び財源の確保を実現するため、アマチュアスポーツの産業化など、新たな市場を創出できる可能性が高い分野の制度改革についても、わが党として取り組んでいく必要がある。



### Ⅲ. 多様な働き方の実現に向けた規制改革

#### (1) 議論の概要

多様な働き方の実現に向けて、次のような議論が行われた。

- ・ 「多様な働き方」には「生産性を上げる多様な働き方」と「育児・介護などを前提とする多様な働き方」があり、健全な企業発展のためには前者だけでなく、後者についても重視すべきである。
- ・ 今後労働力不足が顕著になっていく中、国民の労働生産性を高めることが重要となっている。しかし、労働者のスキル形成などを企業に依存するにも限界があり、政府が何らかの支援を行うべきである。
- ・ 現在の労働政策の議論は、労働者全体の声を十分に反映させているとは言い難い。労働政策の議論の在り方についても見直しを行うべきである。
- ・ 少子高齢化、人口減少、産業構造の変化に対応するために、外国人材の活用を含めた労働のあり方についての議論を深めていくべきである。

#### (2) 改革の方向性

女性の活躍促進が重要な政策課題となる中、女性の活躍だけでなく、若者や高齢者、働き盛りの男性も含めて、すべての人が心豊かで、かつ、能力を発揮できる社会を実現するためには、多様な働き方が選択可能でなければならず、その際の労働移動において幅広い支援が得られることが重要である。

また、現在の雇用制度は、男性・フルタイム・新卒採用・職務無限定など特定の働き方が制度の暗黙の前提になっており、多様な働き手の声が制度に十分反映されているとは言えず、働き方の改革を推進していく上で、労働者自らが多様な働き方を選択でき、その選択によって不当な待遇や労働環境に陥らない仕組みを構築する必要がある。

したがって、

- ・ 現行の転職支援制度における政府の支援について、より充実させる方向で見直すべきである。

- ・ 労働政策について、従来の主要関係者のみならず、様々な立場の声を吸収し、それらを政策に反映させていくための検討を行うべきである。

当委員会として、様々な意見も踏まえながら、今後、具体的な改革について更に議論を深めていく。

## IV. 社会保障制度改革に資する規制改革

### (1) 議論の概要

社会保障制度改革に向けて、次のような議論が行われた。

- ・ 国民生活の安心・安全を守るため、我が国の社会保障制度の根幹である国民皆保険・皆年金を堅持しなければならない。一方で、制度を支える国民の社会保険料と税負担が過重になってはならない。
- ・ そのためには、限られた財源・人的資源を有効に活用し、成長戦略や財政健全化とも平仄のとれた持続可能な社会保障制度に改革しなければならない。

なお、税制に関することであるが、がん検診・予防接種への医療費控除の適用や一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設といった要望が団体から寄せられた。

### (2) 改革の方向性

国民皆保険・皆年金を堅持すると同時に社会保障制度の持続可能性を高めるため、社会保障の効率化を進め、給付の伸びを抑制する必要がある。そのためには、健康増進や疾病予防など国民の自助努力を促すことや、保険外併用療養費制度の拡充などの方策が考えられる。

また、生産年齢人口が減少していく中、人手不足は重要な問題である。専門的な知識や能力が規制によって十分に発揮できない場合には、そうした制約を取払う必要がある。

したがって、例えば、

- ・ 国民の健康増進や生活習慣病の予防を推進するため、疾病予防施設の基準や特定保健指導実施者の要件の見直しを検討すべきである。
- ・ 国民のセルフメディケーションを推進するため、かかりつけ薬局機能の推進や医薬品等の表示の充実などの取組を進めるべきである。

- ・ 高齢者等が自宅でより安心して日常生活を送れるようにするため、訪問看護ステーションの開設要件や死亡診断書交付要件の見直しを検討すべきである。
- ・ 待機児童を解消するため、保育所の施設基準の見直しの検討や保育に関連する資格を持つ多様な人材の活用などを進めるべきである。

当委員会として、様々な意見も踏まえながら、今後、具体的な改革について更に議論を深めていく。

以 上

## 日本経済再生本部 規制改革推進委員会の開催実績

(平成 26 年)

- 10 月 20 日 日本経済再生本部の下に規制改革推進委員会を設置
- 10 月 23 日 委員会開催 (政府における規制改革の取組状況について)
- 11 月 5 日 委員会開催 (有識者ヒアリング (農業関係))
- 11 月 12 日 委員会開催 (有識者ヒアリング (農業関係②)、  
新たな規制改革事項について自由討議)

(平成 27 年)

- 3 月 6 日 委員会開催 (規制改革会議地域活性化 WG の検討項目について)
- 3 月 27 日 勉強会開催 (道路利活用促進のための規制緩和、  
小規模・臨時飲食店営業の許可要件緩和)
- 4 月 1 日 勉強会開催 (着地型観光を促進するための旅行業の見直し、  
医薬分業における規制の見直し)
- 4 月 15 日 勉強会開催 (新経済連盟よりヒアリング)
- 4 月 23 日 勉強会開催 (多様な働き方の実現に向けた規制改革会議の  
検討状況)
- 5 月 20 日 「観光・飲食業」小委員会 勉強会開催  
(小規模宿泊業のための規制緩和について、  
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本  
ホテル協会よりヒアリング)
- 5 月 26 日 勉強会開催 (少子化・医療・看護分野について、日本医師会、  
日本看護協会、日本事業所内保育団体連合会よ  
りヒアリング)
- 6 月 2 日 勉強会開催 (日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、  
日本薬剤師連盟、日本看護協会、日本製薬団体  
連合会、日本一般用医薬品連合会、日本 OTC  
医薬品協会よりヒアリング)
- 6 月 5 日 委員会開催 (規制改革の推進に向けた提言 (案))
- 6 月 10 日 委員会開催 (規制改革の推進に向けた提言 (案))

## 道路の利活用促進に向けた提言

平成27年6月5日  
自由民主党  
日本経済再生本部  
規制改革推進委員会  
道路小委員会

地方創生が重要な政策課題となる中、各地域の活性化を図るためには、道路空間について、交通の目的のみならず賑わいの観点からも一層利活用をできるように、現行の道路交通法などの規制のあり方を見直す必要があり、道路小委員会として、改革の方向性を提言する。

### (参考) 現行規制の概要

道路上でのイベントなど、道路の本来の目的に即さない使用については、その場所を管轄する警察署長の許可が必要であり、交通の妨害となるおそれがないと認められるときや、公益上やむを得ないものと認められるときのみ道路の使用が許可される。(警察庁所管：道路交通法第77条)

また、道路は一般交通の用に供することが本来の目的とされており、道路に施設等を設け、継続して道路を使用しようとする場合は、道路管理者の許可を受けなければならない。(国土交通省所管：道路法第32条及び第33条)

### (1) 議論の概要

- ・ 各地域の道路に賑わいを取り戻すため、安全性の確保は前提としつつ、自治体が地域の活性化のためにやろうとしていることがもっと認められるようにすべきである。
- ・ 道路の利活用に当たっては、道路管理者、警察、公安委員会、そして道路利用者と関係者が多い。大きな方向性は一致するものの、持ち帰って検討となるとスムーズな決裁が得られないことがある。地域活性化に資するイベントについては、関係者の合同会議の場で前向きに検討し、地元の意見を反映できるような仕組みにしていくことが重要である。

- ・ 同じようなイベントの開催について、警察署長が替われば許可条件が変わることがある。道路の利用が弾力的に認められている例や、活用の好事例を具体的に示し、警察、行政、国民が共有するべきである。

## (2) 改革の方向性

自治体の首長が地域活性化のため、地域の名所をルートとしたマラソン大会や、アーケード下の商店街・歩行者天国での取組みなど、新たなイベントを実施しようとしても、警察の道路使用許可が得られず、計画どおりに実現できないことがある。

地方の創意工夫により様々な取組みが検討される中、道路はより「公共空間」として共有されるのが適切であり、現行の法体系はそうした社会の変化に十分対応できていないと考えられる。

したがって、

- ・ 地方創生を進める観点から、地域の賑わい創出のために行われるイベント等に係る道路の使用について、地方自治体を中心とする関係団体も含めた合意がある場合には、交通への重大な支障がない限り原則許可するという、明確な方針を国（警察庁）が示すべきである。
- ・ 地域の活性化につながる道路利活用の好事例を、警察庁及び国土交通省において、全国の警察、道路管理者等に幅広く展開するとともに、広く国民に共有すべきである。
- ・ 商店街のようなアーケード下の道路や、ペDESTリアンデッキのような立体道路の利活用がより進むよう、国土交通省において、道路法の規制の考え方の整理等に取り組むべきである。
- ・ 道路は依然として「一般交通の用に供する道」とだけ定義され、その利活用においても「規制」する立場から制度運用が行われているが、これらの改革を力強く推進するため、政府において道路利活用の観点も取り込んだ法体系を検討すべきである。

## 地域の飲食業の活性化に向けた提言

平成２７年６月５日  
自由民主党  
日本経済再生本部  
規制改革推進委員会  
観光・飲食業小委員会

近年、地域活性化の手法として「食」が積極的に利用されており、観光客誘致、まちおこしにつながるなど、有効な地域活性化策であると考えられている。一方、飲食業についての規制により、地域の飲食業関係者が望む「食」による地域への誘引が十分に実現できないケースがある。こうした観点から、観光・飲食業小委員会として、改革の方向性を提言する。

### （参考）現行規制の概要

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業の施設につき、条例で公衆衛生の見地から必要な基準を定めることとなっており、これに基づいて都道府県において営業許可等が行われている。（厚生労働省所管：食品衛生法）

施設基準については、地方自治法上の自治事務として、各都道府県の判断に委ねられている。

また、イベント等の開催に伴う臨時的な営業については、各都道府県において、衛生上のリスクを考慮し地域の実情を踏まえて、各々の制度が規定されている。

### （１）議論の概要

- ・ 許可業種が異なる２つの商品（例：豆乳とアイスクリーム）を同じ設備を交互に使用して製造することについて、保健所よりそれぞれ専用の設備が必要との指導がなされ片方の営業を断念した事例がある。衛生上の支障がなければ、設備は専用でなくてよいとされるべきである。



- ・ 小規模な飲食店事業者が、地方から情報発信してブランド化に取り組んでいる。小規模な店舗は食品衛生法に基づく施設基準やその運用を緩めてあげることが後押しになる。
- ・ 地域の名産品をPRするイベントの出展ブースで、調理をした食べ物の提供が認められないことがあった。調理したものを食べてもらえなければ、PRにならない。衛生確保の観点からの規制や指導であるはずだが、なぜ認められないのか分からなかった。

## (2) 改革の方向性

地方に人を呼び込むため、小規模な事業者が飲食物の提供を通じた地域ブランドの形成に取り組み、ご当地グルメをPRする食のイベント等も活発に行われているが、食品衛生法に基づく規制によって、取り組みが縮小してしまう場合がある。

したがって、

- ・ 地域の小規模な飲食業を支えるために、様々な手段により衛生の確保が出来る場合には設備を業種毎に専用のものでなくてもよいこととするなど、施設基準やその運用を緩和すべきである。
- ・ 地域活性化に資する観点で実施される食に関するイベント等での飲食物の提供について、衛生上の支障があり認められないと判断される場合は、都道府県等が設置する保健所において、その具体的な根拠が明確にされるべきである。

## 着地型観光の促進に向けた提言

平成27年6月5日  
自由民主党  
日本経済再生本部  
規制改革推進委員会  
観光・飲食業小委員会

地方創生が重要な政策課題となる中、各地域の活性化を図るためには、それぞれの地域の魅力的な観光資源を活かした着地型観光が促進されるよう、旅行業法の規制について、観光・飲食業小委員会として、改革の方向性を提言する。

### (参考) 規制の概要

旅行業法（所管：国土交通省観光庁）に基づき、旅行業を営むためには、観光庁長官・都道府県知事の行う登録を受ける必要があり、その要件として、営業保証金の供託、基準資産の保有、旅行業務取扱管理者の選任などがある。

### (1) 議論の概要

- ・ 着地型観光の促進のためには、多様な着地型旅行商品が造成されるよう、旅行業への新規参入を促進すべきである。
- ・ 既存の旅行業者も積極的に着地型観光の促進に取り組むべきである。

### (2) 改革の方向性

着地型観光の促進のためには、既存業者の積極的な取組とともに、多様な主体による旅行業への新規参入が重要である。

したがって、

- ・ 旅行業への新規参入の促進などによって着地型旅行商品の充実を図るため、利用客の安全配慮なども十分加味するとともに、新規参入の障壁となっている旅行業の登録要件について具体的な支障を把握した上で、当該要件のあり方の検討を行うべきである。

## 小規模宿泊に関する規制の見直しに向けた提言

平成27年6月5日  
自由民主党  
日本経済再生本部  
規制改革推進委員会  
観光・飲食業小委員会

地方創生が重要な政策課題となる中で、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを控えた今、インバウンド（訪日外国人旅行客誘致）としての持続的な地域の魅力づくりの観点から、民泊を含めた宿泊業の現状の実態を踏まえつつ、合理的なルール作りも視野に入れ、旅館業法の規制の見直しを検討すべきではないか。

こうした観点から、観光・飲食業小委員会として、改革の方向性を提言する。

### （参考）現行規制の概要

旅館業法（所管：厚生労働省）に基づき、旅館業（ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業）は、各施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業であり、都道府県知事の許可を受ける必要がある。

各施設基準は、旅館業法や旅館業法施行令、および各自治体の条例で定める構造設備等を備える必要があるが、玄関帳場の設置など、法令で定める以上の規制を条例で定めている場合がある。

### （1）議論の概要

- ・ 旅館業法について、既存の旅館・ホテルも Win-Win の関係になるように検証しながら、地域活性化に資する規制改革を進めるべきである。
- ・ 例えば、玄関帳場の設置についても現場の説明と厚労省の説明とが異なっており、違和感がある。旅館業法でどこまで求めているのか、合理的な規制となっているのか再確認すべきである。
- ・ 今あるニーズの対応だけでなく、ニーズをこれから作り上げる観点では、明らかに宿泊施設は不足しており、地域活性化を阻害してい

る。業界も知恵を絞って歩み寄るべきである。

- ・ シェアリング・エコノミーの一環として、インターネットを介して宿泊を希望する者と自宅の空き部屋等を提供する者とをマッチングする新しい事業形態が進行しているが、現行の旅館業法の法体系では適切な対応が困難である。現実に対応する規制が必要であり、政府を挙げて検討すべきである。

## (2) 改革の方向性

自宅に有償で第三者を宿泊させようとする、旅館業法や各自治体の条例で定める構造設備等を備える必要があるが、簡易宿所営業の延べ床面積基準 33 m<sup>2</sup>以上の適用や玄関帳場の設置を求める等、一般家庭にその規定を適合させることは難しい。一方で、新しい形態の民泊ビジネスが先行しており、地域の活性化や観光立国推進の観点からも現実に対応した規制のあり方が求められている。

したがって、

- ・ 時期限定ではあるが、継続的なイベント等を実施した際に、一時的に増加した旅行者を宿泊させる場合や宿泊施設が少ない地域において実施する場合等の一定条件の下で、旅館業法の適用を除外し、自宅に有償で宿泊できるようにすべきである。
- ・ 中山間地域では、農家自体の数が減少していることから、自宅の一部を活用している場合は、農林漁家民宿に認められている対象範囲（簡易宿所営業の延べ床面積基準 33 m<sup>2</sup>以上の適用を除外する対象範囲）を拡大すべきである。
- ・ シェアリング・エコノミーの進展に的確に対応するため、自宅の空き部屋等を宿泊の用に提供する者に関する規制のあり方について、既に実態が幅広く先行している現実も踏まえ、旅館業法の特例を設けている国家戦略特区の利用が進まない原因を含め、制度的な整理を行った上で、例えば、旅館業法に新たな事業類型を設けること等、現在の無秩序状態を早急に解消するための合理的な規制のあり方について、政府を挙げて検討すべきである。その際、現在は何らの規制も存在しない仲介する事業者の取扱いについても、併せて整理すべきである。